

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目26番地

株 式 会 社 オ プ ト  
代表取締役社長 鉢 嶺 登

## 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年3月29日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成22年3月30日（火曜日）午後3時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目26番地 一ツ橋S Iビル  
当社会議室  
平成21年4月に本店所在地を東京都千代田区神田錦町に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することいたしました。  
ご来場の際には、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意願います。

### 3. 株主総会の目的事項 報告事項

1. 第16期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）  
継続の件

以 上

~~~~~  
(お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お 知 ら せ) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社WEBサイト (<http://www.opt.ne.jp/>) にて、修正後の内容を掲載いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻くインターネットビジネス環境は、ブロードバンド接続の普及や携帯電話端末によるインターネット接続の増加などから、インターネット利用者が9,000万人（総務省発表）を突破し、コミュニケーションツールとしての利用も定着するなどインターネットは日常生活に欠かせないメディアとなっております。当社グループの主要事業領域であるインターネット広告については、平成21年には市場規模が7,069億円（株式会社電通発表）に拡大したものの、景気低迷による企業の広告宣伝費抑制の影響を受け、厳しい環境が続きました。

このような状況下、当社グループは「測定可能なマーケティング/数値を使った問題解決」をキーワードとし、より高度な提案体制の構築・強化を進め、広告代理事業やその周辺領域となるソリューション事業の継続拡大、及び株式会社電通との協業推進により市場シェア拡大を目指してまいりました。また、中期的な成長を見据え収益モデルの多角化を図るべく、インターネット広告に続く新たな主力事業の構築にも取り組んでまいりました。

このような結果、当連結会計年度における業績は、売上高54,412百万円（前連結会計年度比1.4%増）、営業利益983百万円（前連結会計年度比25.6%減）、経常利益1,080百万円（前連結会計年度比17.9%減）、当期純利益507百万円（前連結会計年度比52.9%減）となりました。

前連結会計年度と比較して増収となった要因は、主力事業である広告代理事業分野における株式会社電通との協業分において、ナショナルクライアント向け広告の取り扱いが拡大したこと、連結子会社のクロスフィニティ株式会社がSEOサービスの取り扱いを拡大したことなどによるものです。

営業利益及び経常利益は、主に景気低迷による企業の広告宣伝費抑制の影響を受け単体の電通協業以外の広告代理事業の売上高が減少したこと、前年に連結子会社であった株式会社オプトゴルフ（旧商号 株式会社ALBA）を事業譲渡したことの影響により減益となりました。

当期純利益が前連結会計年度と比べ大幅減となったのは、前年に特別利益として計上した株式会社オプトゴルフ（旧商号 株式会社ALBA）の事業譲渡による譲渡益との差であります。

事業分野ごとの活動状況は以下のとおりであります。

なお、平成21年12月期第1四半期より、B2B事業のセグメント内を再編成し、従来の「広告事業分野」であった単体の広告代理と株式会社クラシファイドを『広告代理事業分野』とし、単体の比較サイト運営と韓国のインターネット広告会社eMFORCE Inc.（エムフォース）、新たに連結子会社となった株式会社TradeSafe（トレードセーフ）を合わせて『その他事業分野』としました。また、従来の「テクノロジー事業分野」と「ソリューション事業分野」を統合し、インターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを揃える「ADPLAN（アドプラン）」シリーズ、広告制作（クリエイティブ）やWEBサイト開発などを提供する『ソリューション事業分野』としました。

また、平成21年12月期第4四半期より、新たに連結子会社として株式会社モバイルファクトリーをB2C事業の『コンテンツ事業分野』に、ソウルドアウト株式会社をB2B事業の『広告代理事業分野』に追加しました。

## < B2B事業 >

### ① 広告代理事業分野

当事業分野においては、単体のインターネット広告の取り扱い（広告代理）が中心であり、また、連結子会社の株式会社クラシファイドがYahoo!不動産新築物件情報などの販売を行っております。

当連結会計年度は、単体の株式会社電通との協業においてナショナルクライアント向け純広告の販売が増加しました。一方で、単体の株式会社電通との協業以外は、景気低迷による広告主の広告宣伝費抑制の影響を受けました。また、不動産業界不況の影響により、株式会社クラシファイドの取り扱うマンション物件の掲載件数が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は50,231百万円（前連結会計年度比6.1%増）となりました。

### ② ソリューション事業分野

当事業分野においては、主にインターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN」シリーズのほか、広告制作（クリエイティブ）、WEBサイト開発、SEOサービスなどeマーケティングを総合的に支援する周辺サービスを提供しております。

当連結会計年度は、「ADPLAN」シリーズの主力商品の一つであるモバイル広告効果測定システムの販売が拡大しました。また、連結子会社のクロスフィニティ株式会社のSEOサービスの取り扱いも順調に拡大しました。一方、連結子会社の株式会社ホットリンクの売上高が事業領域シフトの影響で減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は3,282百万円（前連結会計年度比4.8%減）となりました。

### ③ その他事業分野

当事業分野においては、単体によるローン情報などの比較サイト運営、韓国のインターネット広告会社eMFORCE Inc.による広告代理、株式会社TradeSafeによる通販サイトへの信頼性認証サービスなどを提供しております。

当連結会計年度は、比較サイトの事業縮小に伴い、業績が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は714百万円（前連結会計年度比24.5%減）となりました。

### < B 2 C 事業 >

#### コンテンツ事業分野

当事業分野においては、株式会社モバイルファクトリーが着メロ、占い、デコレーションメールの企画・開発、それらコンテンツを販売するWEBサイトの運営などを行っております。なお、昨年度まで連結子会社であった株式会社オプトゴルフ（旧商号 株式会社ALBA）がゴルフ雑誌の出版業やゴルフ場予約などゴルファー向けのオンラインサービスを提供していましたが、平成20年11月28日付で全事業を譲渡、その後、株式会社オプトゴルフは、平成21年5月25日に清算終了いたしました。

当連結会計年度は、平成21年12月期第4四半期から株式会社モバイルファクトリーが連結子会社として追加されました。

この結果、当事業分野の売上高は184百万円（前連結会計年度比90.4%減）となりました。

### (2) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と捉えております。

- ①eマーケティングノウハウのさらなる向上
- ②当社グループオリジナルサービス強化による独自性の明確化
- ③顧客層の拡大
- ④eマーケティング周辺の新領域への事業拡大
- ⑤ガバナンスとスピードを両立できるグループ経営管理体制の構築
- ⑥生産性の向上
- ⑦社員教育研修の強化

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、コンピュータ（サーバー）及び開発用ソフトウェアを中心に、620,604千円の設備投資を行っております。

(4) 資金調達の様況

当連結会計年度において新株予約権の行使に伴う新株の発行により、162千円を調達いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

当社グループとして中堅・中小及び成長企業へのサービスを効果的に提供する体制を整え、さらなるサービス強化を目的に、当社の営むS0事業（中堅・中小企業の一部を対象顧客とするインターネットマーケティングソリューション事業）をソウルアウト株式会社に承継させる吸収分割を平成22年2月1日に実施いたしました。

(6) 他の会社の事業の譲受けの様況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

特記すべき事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

特記すべき事項はありません。

(9) 財産及び損益の様況

| 区分            | 第13期<br>(平成18年12月期) | 第14期<br>(平成19年12月期) | 第15期<br>(平成20年12月期) | 第16期<br>(当連結会計年度)<br>(平成21年12月期) |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高(千円)       | 29,384,122          | 35,285,933          | 53,656,035          | 54,412,287                       |
| 経常利益(千円)      | 658,730             | 1,179,771           | 1,315,366           | 1,080,000                        |
| 当期純利益(千円)     | 309,776             | 690,050             | 1,076,413           | 507,105                          |
| 1株当たり当期純利益(円) | 2,418.90            | 5,365.90            | 7,283.97            | 3,423.86                         |
| 総資産(千円)       | 17,695,768          | 23,878,149          | 26,772,557          | 26,513,181                       |
| 純資産(千円)       | 9,764,255           | 15,507,061          | 16,463,940          | 17,376,619                       |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算定しております。

#### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

特記すべき事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金        | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                 |
|-----------------------|------------|----------|-------------------------|
| (株) クラシファイド           | 119,805千円  | 66.0%    | クラシファイド広告の企画・販売         |
| (株) ホットリンク            | 251,996千円  | 59.6%    | SaaS事業                  |
| e M F O R C E I n c . | 2,500百万ウォン | 88.5%    | 韓国（大韓民国）のインターネット専業広告代理店 |
| クロスフィニティ(株)           | 30,000千円   | 66.7%    | SEOを中心としたSEM関連サービスの提供   |
| (株) TradeSafe         | 115,937千円  | 54.0%    | 通販サイトへの信頼性認証サービス        |
| ソウルドアウト(株)            | 50千円       | 100.0%   | インターネットマーケティングソリューション事業 |
| (株)モバイルファクトリー         | 224,500千円  | 40.8%    | 携帯電話向けソフトウェア企画、開発及び販売   |

##### ③ 企業結合の経過

前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社でありました株式会社TradeSafeは、重要性が高くなったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

ソウルドアウト株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社モバイルファクトリーは、株式を取得したことに伴い重要性が高くなったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社オプトゴルフは清算終了したため、平成21年6月30日付で連結の範囲から除外しております。

##### ④ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記7社であります。現在、持分法適用非連結子会社はございません。当連結会計年度の売上高は、54,412百万円（前連結会計年度比1.4%増）、経常利益は、1,080百万円（前連結会計年度比17.9%減）、当期純利益は507百万円（前連結会計年度比52.9%減）となりました。

(11) 主要な事業内容（平成21年12月31日現在）

当社グループは、株式会社オプトと連結子会社7社により構成されており、企業に対するサービス提供を主とした「B2B（Business to Business）事業」及び一般消費者に対するサービス提供を主とした「B2C（Business to Consumers）事業」を行っております。

| 事業区分  |             | 主な事業内容                                                                                           |
|-------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B2B事業 | 広告代理事業分野    | インターネット広告を中心とした広告代理、Yahoo! JAPANの広告や検索リスティング広告などの取り扱い                                            |
|       | ソリューション事業分野 | インターネット広告の効果測定システム「ADPLAN」によるeマーケティング支援システムの提供。広告制作（クリエイティブ）、WEBサイト開発、SEOサービスなどeマーケティング支援サービスの提供 |
|       | その他事業分野     | 比較サイトの運営、韓国のインターネット広告会社eMFORCE Inc. による広告代理、(株)TradeSafeによる通販サイトへの信頼性認証サービスなどを提供                 |
| B2C事業 | コンテンツ事業分野   | (株)モバイルファクトリーによる着メロ、占い、デコレーションメールの企画・開発、それらコンテンツを販売するWEBサイトの運営                                   |

(注) なお、平成21年12月期第1四半期より、B2B事業のセグメント内を再編成し、従来の「広告事業分野」であった単体の広告代理と株式会社クラシファイドを『広告代理事業分野』とし、単体の比較サイト運営と韓国のネット広告会社eMFORCE Inc.、新たに連結子会社となった株式会社TradeSafeと合わせて『その他事業分野』としました。また、従来の「テクノロジー事業分野」と「ソリューション事業分野」を統合し、インターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを揃える「ADPLAN（アドプラン）」シリーズ、広告制作（クリエイティブ）やWEBサイト開発などを提供する『ソリューション事業分野』としました。

また、平成21年12月期第4四半期より、新たに連結子会社として株式会社モバイルファクトリーをB2C事業の『コンテンツ事業分野』に、ソウルドアウト株式会社をB2B事業の『広告代理事業分野』に追加しました。

(12) 主要な営業所（平成21年12月31日現在）

① 当社

| 営 業 所       | 所 在 地         |
|-------------|---------------|
| 本 社         | 東 京 都 千 代 田 区 |
| 大 阪 支 社     | 大 阪 府 大 阪 市   |
| 名 古 屋 営 業 所 | 愛 知 県 名 古 屋 市 |
| 福 岡 営 業 所   | 福 岡 県 福 岡 市   |

② 子会社

| 会 社 名                 | 所 在 地         |
|-----------------------|---------------|
| (株) クラシファイド           | 東 京 都 千 代 田 区 |
| (株) ホットリンク            | 東 京 都 千 代 田 区 |
| e M F O R C E I n c . | 大韓民国（ソウル市）    |
| クロスフィニティ(株)           | 東 京 都 千 代 田 区 |
| (株) Trade Safe        | 東 京 都 千 代 田 区 |
| ソウルドアウト(株)            | 東 京 都 千 代 田 区 |
| (株)モバイルファクトリー         | 東 京 都 品 川 区   |

(13) 従業員の状況（平成21年12月31日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度増減 |
|------|-----------|
| 739名 | 38名増      |

- (注) 1. 従業員数には、パート・派遣社員は含まれておりません。  
2. 従業員数には、当社グループ外への出向者数は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（平成21年12月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（平成21年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 433,152株

② 発行済株式の総数 149,316株

(注) 発行済株式の総数は、当事業年度における新株予約権行使により、前事業年度末と比較すると12株増加いたしました。

③ 株主数 5,857名

④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------|---------|---------|
| ㈱ 電 通                                     | 52,000株 | 35.10%  |
| 鉢 嶺 登                                     | 23,498株 | 15.86%  |
| 海 老 根 智 仁                                 | 9,312株  | 6.28%   |
| 野 内 敦                                     | 5,654株  | 3.81%   |
| 小 林 正 樹                                   | 5,554株  | 3.74%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)<br>(信託口9)             | 5,077株  | 3.42%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)<br>(信託口)              | 2,968株  | 2.00%   |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505044            | 2,775株  | 1.87%   |
| ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント      | 2,137株  | 1.44%   |
| ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)サブアカウントアメリカンクライアント | 2,116株  | 1.42%   |

- (注) 1. 持株比率については、自己株式(1,200株)を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てしております。  
2. 大株主の㈱電通が保有する当社株式の全てについて、平成22年2月15日付けで㈱電通デジタル・ホールディングスに移管され筆頭株主の異動が生じております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

<第7回－新株予約権 平成21年5月28日取締役会決議にて付与>

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 発行決議の日                 | 平成21年5月28日開催 取締役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |
| 新株予約権の数                | 50個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 目的となる株式の種類             | 普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |
| 目的となる株式の数              | 50株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個につき135,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |
| 新株予約権の行使期間             | 平成23年5月30日から平成26年5月29日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |
| 新株予約権の主な行使条件           | <p>(1) 行使条件</p> <p>① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続<br/>権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。</p> |     |
| 新株予約権の譲渡に関する事項         | 新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |
| 有利な条件の内容               | 新株予約権の無償発行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |
| 保有人数及び新株予約権の数          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |
| 当社取締役（社外取締役を除く）        | 1名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 50個 |
| 当社社外取締役                | 0名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0個  |
| 当社監査役                  | 0名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0個  |

② 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

＜第7回－1新株予約権 平成21年5月28日取締役会決議にて付与＞

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                 | 平成21年5月28日開催 取締役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の数                | 1,014個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 目的となる株式の種類             | 普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 目的となる株式の数              | 1,014株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個につき135,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使期間             | 平成23年5月30日から平成26年5月29日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の主な行使条件           | <p>(1) 行使条件</p> <p>① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続<br/>権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項         | 新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 有利な条件の内容               | 新株予約権の無償発行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

交付された者の人数

|            | 当社使用人 | 子会社の取締役及び子会社の使用人 |
|------------|-------|------------------|
| 新株予約権の数    | 993個  | 21個              |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式  | 普通株式             |
| 目的となる株式の数  | 993株  | 21株              |
| 付与した者の総数   | 507名  | 2名               |

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

| 会社における<br>地 位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                           |
|---------------|---------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 鉢 嶺 登   |                                        |
| 取締役会長         | 海老根 智 仁 | eMFORCE Inc. 代表取締役<br>北京欧英特信息科技有限公司董事長 |
| 取締役           | 野 内 敦   | (株)クラシファイド 代表取締役                       |
| 取締役           | 高 森 雅 人 |                                        |
| 取締役           | 青 木 聡   |                                        |
| 取締役           | 石 橋 宜 忠 |                                        |
| 取締役           | 大 山 俊 哉 |                                        |
| 常勤監査役         | 石 崎 信 明 |                                        |
| 監査役           | 杉 本 晶   | (株)電通 執行役員                             |
| 監査役           | 呉 雅 俊   | (株)ツナミネットワークパートナーズ<br>代表取締役            |
| 監査役           | 山 上 俊 夫 | 弁護士                                    |

- (注) 1. 取締役大山俊哉氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役石崎信明氏、杉本晶氏、呉雅俊氏及び山上俊夫氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役石崎信明氏は、約6年間上場企業の財務及び会計に関する業務を担当しており、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役呉雅俊氏は、約15年間上場企業の財務及び経理に関する業務を担当し、取締役管理部長などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支 払 人 員 | 報酬等の額     |
|-----|---------|-----------|
| 取締役 | 6名      | 118,276千円 |
| 監査役 | 3名      | 12,285千円  |
| 合 計 | 9名      | 130,561千円 |

- (注) 1. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円であり、これにはは使用者兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。  
2. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円です。  
3. 監査役4名は、社外監査役であります。  
4. 社外取締役1名については、無報酬であるため含まれておりません。  
5. 社外監査役1名については、無報酬であるため含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 当社での地位 | 氏名      | 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 | 当社での主な活動状況                                                                                                                              | 責任限定契約の内容                                                                     |
|--------|---------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役    | 大山 俊 哉  | —                              | 平成21年3月30日就任以降に開催された原則として月2回開催される取締役会19回のうち17回に出席し、同氏が有するインターネット分野を含む広告全般に関する豊富な経験・知識をもとに議案審議等の必要な発言を適宜行っています。                          | 当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償の責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。 |
| 監査役    | 石 崎 信 明 | —                              | 原則として月2回開催される取締役会全25回全て、月1回開催される監査役会全13回全てに出席し、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての見地より、経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等の必要な発言を適宜行っています。                    |                                                                               |
| 監査役    | 杉 本 晶   | ㈱電通<br>執行役員                    | 平成21年3月30日就任以降に開催された原則として月2回開催される取締役会19回のうち15回に出席し、月1回開催される監査役会10回のうち9回に出席し、同氏が有するインターネット分野を含む広告全般に関する豊富な経験・知識をもとに議案審議等の必要な発言を適宜行っています。 |                                                                               |
| 監査役    | 呉 雅 俊   | ㈱ツナミネットワークパートナーズ<br>代表取締役      | 原則として月2回開催される取締役会全25回のうち24回に出席し、月1回開催される監査役会全13回のうち12回に出席し、上場企業での取締役経験者としての見地より、経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等の必要な発言を適宜行っています。                   |                                                                               |
| 監査役    | 山 上 俊 夫 | 弁護士                            | 原則として月2回開催される取締役会全25回のうち23回に出席し、月1回開催される監査役会全13回全てに出席し、弁護士としての見地より、議案審議等の必要な発言を適宜行っています。                                                |                                                                               |

- (注) 1. 監査役杉本晶氏が執行役員を兼務する㈱電通と当社は業務提携の関係にあります。  
 2. 監査役呉雅俊氏が代表取締役を兼務する㈱ツナミネットワークパートナーズと当社との関係には特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額 41,400千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 41,400千円

(注) 1. 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する監査報酬の額などの合計額であります。

2. 連結子会社のeMFORCE Inc. は、韓国（大韓民国）の監査法人HANSHIN ACCOUNTING CORPORATIONより計算関係書類の監査を受けております。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

##### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当役員を置いており、同役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布等を行うことなどにより、取締役及び役職員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。

##### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「諸規程管理規程」及び「文書管理規程」に基づき文書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理し、監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理業務を所管する部門がリスク管理体制の構築及び運用などリスク管理の統括を担当し、管理業務を所管する取締役を中心にリスク管理を行っております。各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、各部門長は、適宜リスク管理の状況を取締役会及び監査役会に報告しております。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図っております。

##### ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社を統制する業務を遂行する担当役員は、グループ会社の業務の適正を推進・管理しております。また、グループ会社の管理業務を所管する部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適正に構築し、運用することを図っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項  
監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。
- ⑦ 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助すべき使用人の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと認めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告することとしております。
- ⑨ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。  
代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

## ① 反社会的勢力排除に向けた体制

当社の「倫理規程」において、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。）との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。

また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

## (2) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成18年11月16日の取締役会決議により、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買取行為。いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）に対する方針及び買収防衛策（以下「本施策」といいます。）として、いわゆる「事前警告型防衛策」を導入し、平成21年3月30日の第15回定時株主総会にて、平成22年3月31日を有効期限とした継続及び内容の一部変更を決議しております。

当社は株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様を提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会への諮問を行い、勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意志を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示

することが、当社として当然の責務であると考えております。

また、当社は顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業（広告代理事業分野、ソリューション事業分野、その他事業分野、コンテンツ事業分野）を展開しております。

当社の経営はこの各事業特性を前提とした経営のノウハウ、並びにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を充分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

以上の考え方に基づき、当社としては、大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといたします。

一般に、大規模買付行為に対する当社の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところでありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

なお、平成22年4月1日以降の本施策につきましては、平成22年3月30日開催予定の第16回定時株主総会による承認を条件として継続することとしております。

(注)：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定については、監査役会の同意を要することとしております。

監査役会は、会社都合の場合のほか、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社グループの監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求することとしております。

~~~~~  
当事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については小数点第2位で四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,324,815</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,065,215</b>
現金及び預金	8,884,281	支払手形及び買掛金	7,741,693
受取手形及び売掛金	7,895,840	短期借入金	155,408
有価証券	3,000,000	未払法人税等	73,223
原材料及び貯蔵品	157	製品保証引当金	1,076
繰延税金資産	153,652	賞与引当金	84,992
その他	670,632	その他	1,008,821
貸倒引当金	△279,749	<b>固定負債</b>	<b>71,346</b>
<b>固定資産</b>	<b>6,181,776</b>	長期借入金	43,344
(有形固定資産)	<b>346,234</b>	退職給付引当金	28,002
建物及び構築物	96,019	<b>負債合計</b>	<b>9,136,562</b>
土地	13,000	<b>【純資産の部】</b>	
建設仮勘定	940	<b>株主資本</b>	<b>16,631,783</b>
その他	236,273	(資本金)	7,595,432
(無形固定資産)	<b>851,804</b>	(資本剰余金)	7,806,932
のれん	160,066	(利益剰余金)	1,469,615
その他	691,737	(自己株式)	△240,197
(投資その他の資産)	<b>4,983,738</b>	評価・換算差額等	△24,723
投資有価証券	4,166,979	(その他有価証券評価差額金)	12,177
繰延税金資産	357,566	(為替換算調整勘)	△36,900
その他	552,986	<b>新株予約権</b>	<b>43,105</b>
貸倒引当金	△93,794	<b>少数株主持分</b>	<b>726,453</b>
<b>繰延資産</b>	<b>6,589</b>	<b>純資産合計</b>	<b>17,376,619</b>
株式交付費	6,589	<b>負債・純資産合計</b>	<b>26,513,181</b>
<b>資産合計</b>	<b>26,513,181</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		54,412,287
売 上 原 価		47,661,006
売 上 総 利 益		6,751,281
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,767,343
営 業 外 利 益		983,937
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	106,140	
受 取 配 当 金	5,577	
そ の 他	13,190	124,908
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,512	
保 険 料	3,161	
組 合 等 出 資 損 益	11,978	
株 式 交 付 費 償 却	7,029	
雑 損 失	2,984	
そ の 他	2,179	28,845
経 常 利 益		1,080,000
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	62,838	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	6,923	
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 益	314	70,076
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	51,774	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	16,335	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	220,623	
本 社 移 転 関 連 費 用	231,340	
そ の 他 特 別 損 失	19,702	539,775
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		610,301
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	206,785	
法 人 税 等 調 整 額	△72,620	134,164
少 数 株 主 損 失		△30,968
当 期 純 利 益		507,105

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年12月31日残高	7,595,351	7,806,851	1,110,613	△240,197	16,272,619
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	81	81			162
剰 余 金 の 配 当			△148,104		△148,104
当 期 純 利 益			507,105		507,105
連結子会社の増加による少数株主持分の増減					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	81	81	359,001	—	359,164
平成21年12月31日残高	7,595,432	7,806,932	1,469,615	△240,197	16,631,783

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成20年12月31日残高	△82,486	△43,500	△125,986	9,851	307,455	16,463,940
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						162
剰 余 金 の 配 当						△148,104
当 期 純 利 益						507,105
連結子会社の増加による少数株主持分の増減					407,948	407,948
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	94,663	6,600	101,263	33,254	11,049	145,566
連結会計年度中の変動額合計	94,663	6,600	101,263	33,254	418,997	912,679
平成21年12月31日残高	12,177	△36,900	△24,723	43,105	726,453	17,376,619

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

eMFORCE Inc.

株式会社クラシファイド

株式会社ホットリンク

クロスフィニティ株式会社

株式会社TradeSafe

ソウルドアウト株式会社

株式会社モバイルファクトリー

前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社でありました株式会社TradeSafeは、重要性が高くなったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

ソウルドアウト株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社モバイルファクトリーは、株式を取得したことに伴い重要性が高くなったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社オプトゴルフは、当連結会計年度において清算終了したため、清算終了時まで連結しております。

#### (2) 非連結子会社の名称

株式会社コンテンツワン

株式会社葵オプトビジュアルマーケティング

T&T TechnologyCo., Ltd.

北京欧芙特信息科技有限公司

株式会社サーチライフ

次世代経営者応援基金2005投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 一社

前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社でありました株式会社TradeSafeは、重要性が高くなったことにより、当連結会計年度より連結子会社へ変更しております。

よって、持分法適用非連結子会社及び関連会社はありません。

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等の名称

非連結子会社：株式会社コンテンツワン

株式会社葵オプトビジュアルマーケティング

T&T Technology Co., Ltd.

北京欧芙特信息科技有限公司

株式会社サーチライフ

次世代経営者応援基金2005投資事業有限責任組合

関連会社：株式会社メディアライツ

Green Wich Communication Inc.

株式会社インハンズ

株式会社TAGGY

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

② 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

③ たな卸資産

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

この変更に伴う当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
機械装置及び運搬具	6年
工具器具備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。但し、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（追加情報）

従来、賞与引当金に相当する額は未払賞与として「未払金」及び「未払費用」に計上していましたが、決算早期化に伴い連結財務諸表作成時において従業員に対する賞与支給額を確定させることが困難になったため、当連結会計年度より「賞与引当金」として計上しております。

③ 製品保証引当金

製品保証期間中における無償保証に備えて、過去の補修実績に基づき見積もった将来の発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

1. リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日、最終改正平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日、最終改正平成19年3月30日）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日がリース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益への影響は、軽微であります。

2. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。

なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券	287,441千円
--------	-----------
2. 担保資産及び担保付債務
  - (1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	1,000千円
--------------	---------
  - (2) 上記に対応する債務

支払手形及び買掛金	20,888千円
-----------	----------
3. 有形固定資産の減価償却累計額 374,089千円
4. 連結会計年度末日満期手形  
連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日のため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	13,943千円
------	----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増 加	減 少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	149,304	12	—	149,316
自己株式				
普通株式(株)	1,200	—	—	1,200

(注) 発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。  
 新株予約権の権利行使による増加 12株

2. 新株予約権に関する事項

区分	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前 連 結 会計年度末	増 加	減 少	当 連 結 会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	43,105	
合計			—	—	—	43,105	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成21年3月30日 定時株主総会	普通株式	148,104	1,000	平成20年 12月31日	平成21年 3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成22年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	148,116	1,000	平成21年 12月31日	平成22年 3月31日

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	112,121円99銭
1株当たり当期純利益	3,423円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,936,758</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,944,622</b>
現金及び預金	7,452,885	買掛金	7,063,838
受取手形	27,913	未払金	347,311
売掛金	6,939,687	未払費用	300,659
有価証券	3,000,000	未払法人税等	10,772
前渡金	9,586	前受金	50,211
前払費用	14,722	預り金	87,499
繰延税金資産	127,462	賞与引当金	77,432
未収収益	19,676	その他	6,897
立替金	88,548		
関係会社短期貸付金	20,000		
その他の貸倒引当金	△247,157		
<b>固定資産</b>	<b>6,741,695</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,944,622</b>
(有形固定資産)	270,861	<b>【純資産の部】</b>	
建物及び構築物	91,627	<b>株主資本</b>	<b>16,684,889</b>
工具器具備品	165,236	(資本金)	7,595,432
土地	13,000	(資本剰余金)	7,806,932
建設仮勘定	997	資本準備金	6,806,932
(無形固定資産)	<b>469,905</b>	その他資本剰余金	1,000,000
商標権	1,750	(利益剰余金)	1,522,721
ソフトウェア	450,627	その他利益剰余金	1,522,721
ソフトウェア仮勘定	7,292	繰越利益剰余金	1,522,721
電話加入権	722	(自己株式)	△240,197
その他	9,513	評価・換算差額等	12,177
(投資その他の資産)	<b>6,000,928</b>	その他有価証券評価差額金	12,177
投資有価証券	3,879,538	<b>新株予約権</b>	<b>43,105</b>
関係会社株式	1,407,591		
その他の関係会社有価証券	47,246	<b>純資産合計</b>	<b>16,740,172</b>
破産更正債権等	30,170		
長期前払費用	1,237	<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,684,795</b>
繰延税金資産	327,139		
敷金及び保証金	336,737		
貸倒引当金	△28,733		
<b>繰延資産</b>	<b>6,341</b>		
株式交付費	6,341		
<b>資産合計</b>	<b>24,684,795</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		50,636,362
売 上 原 価		45,136,627
売 上 総 利 益		5,499,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,594,536
営 業 利 益		905,198
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21,839	
有 価 証 券 利 息	81,812	
受 取 配 当 金	5,577	
業 務 受 託 収 入	17,299	
雑 収 入	1,688	128,217
営 業 外 費 用		
組 合 等 出 資 損 益	11,978	
株 式 交 付 費 償 却	6,946	
雑 損 失	9	
そ の 他	2,934	21,869
経 常 利 益		1,011,546
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	62,838	62,838
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	46,302	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	220,623	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,653	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	21,033	
本 社 移 転 関 連 費	231,340	
そ の 他	3,152	526,105
税 引 前 当 期 純 利 益		548,279
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	97,643	
法 人 税 等 調 整 額	147,003	244,647
当 期 純 利 益		303,631

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成20年12月31日 残 高	7,595,351	7,806,851	—	7,806,851	1,367,193	1,367,193
事業年度中の変動						
新株の発行	81	81		81		—
剰余金の配当					△148,104	△148,104
当期純利益					303,631	303,631
資本準備金の取崩		△1,000,000	1,000,000			—
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)						—
事業年度中の変動 額 合 計	81	△999,918	1,000,000	81	155,527	155,527
平成21年12月31日 残 高	7,595,432	6,806,932	1,000,000	7,806,932	1,522,721	1,522,721

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年12月31日残高	△240,197	16,529,199	△82,486	△82,486	9,851	16,456,565
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		162				162
剰 余 金 の 配 当		△148,104				△148,104
当 期 純 利 益		303,631				303,631
資 本 準 備 金 の 取 崩						—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			94,663	94,663	33,254	127,917
事業年度中の変動額合計	—	155,690	94,663	94,663	33,254	283,607
平成21年12月31日残高	△240,197	16,684,889	12,177	12,177	43,105	16,740,172

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具器具備品 3～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。但し、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(追加情報)

従来、賞与引当金に相当する額は未払賞与として「未払費用」に計上しておりましたが、決算早期化に伴い財務諸表作成時において従業員に対する賞与支給額を確定させることが困難になったため、当事業年度より「賞与引当金」として計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(重要な会計方針の変更)

(1) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日、最終改正平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日、最終改正平成19年3月30日）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日がリース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益への影響は、軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金(定期預金) 1,000千円

(2) 上記に対応する債務

買掛金 20,888千円

2. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

売掛金 2,589,936千円

買掛金 772,411千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

283,049千円

4. 偶発債務

子会社の仕入先に対する買掛金405,524千円について債務保証を行っております。

5. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日のため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形 9,658千円

(損益計算書に関する注記)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

営業取引

売上高 22,077,845千円

営業取引以外の取引

受取利息 97千円

業務受託収入 17,042千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
自己株式				
普通株式 (株)	1,200	—	—	1,200

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	99,184千円
賞与引当金	31,499千円
投資有価証券評価損	454,816千円
その他有価証券評価差額金	5,710千円
投資簿価修正額	47,751千円
その他	18,903千円

繰延税金資産小計 657,865千円

評価性引当額 △196,380千円

繰延税金資産合計 461,485千円

繰延税金負債

未収事業税 △6,883千円

繰延税金負債合計 △6,883千円

繰延税金資産の純額 454,601千円

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産・繰延税金資産 127,462千円

固定資産・繰延税金資産 327,139千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 40.7%

(調整)

交際費等の損金不算入額 0.9%

住民税均等割 2.0%

評価性引当金の増減額 △0.8%

その他 1.8%

税効果会計適用後の法人税等の  
負担率 44.6%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	27,303	4,000	23,302
合計	27,303	4,000	23,302

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内 5,865千円

1年超 17,539千円

合計 23,404千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 4,368千円

減価償却費相当額 4,000千円

支払利息相当額 504千円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 電通	東京都 港区	58,967,100	広告業	— (被所有 直接 35.1%)	営業取引	広告売上 取引 (注2)	21,838,190	売掛金	2,542,413
							広告媒体 の仕入取 引(注2)	968,083	買掛金	688,807

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社クラ シファイド	東京都 千代田 区	119,805	クラシフ アイド広 告の企 画・販売	66.0% (—)	債務保証	債務保証 (注)	405,524	—	—

(注) 株式会社クラシファイドの仕入取引の一部について連帯保証を行っております。

### 3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	株式会社サイバー・コミュニケーションズ(株式会社電通の子会社)	東京都港区	2,457,732	インターネット広告事業	— (0.0)	営業取引	広告媒体の仕入取引(注2)	18,049,481	買掛金	3,021,922
その他の関係会社の子会社	株式会社DAサーチャーズ(株式会社電通の子会社)	東京都港区	400,000	インターネット広告事業	— (—)	営業取引	広告媒体の仕入取引(注2)	11,769,508	買掛金	259,363

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	112,729円66銭
1株当たり当期純利益	2,050円05銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成21年12月24日開催の取締役会において、平成22年2月1日付で当社のS0事業（中堅・中小企業の一部を対象顧客とするインターネットマーケティングソリューション提供事業）を当社100%子会社であるソウルドアウト株式会社へ承継させる会社分割を決議致しました。

会社分割の内容は次のとおりであります。

## 1. 会社分割の目的

当社は、広告代理事業における新たな強化領域である中堅・中小及び成長企業へのサービス強化を目的に平成21年12月16日にソウルドアウト株式会社を設立致しました。この度、オプトグループとして中堅・中小及び成長企業へのサービスを効果的に提供する体制を整え、さらなるサービス強化を目的に、当社のS0事業（中堅・中小企業の一部を顧客とするインターネットマーケティングソリューション提供事業）をソウルドアウト株式会社に吸収分割することを決議致しました。

## 2. 会社分割の要旨

### (1) 分割の日程

分割契約締結	平成21年12月24日
分割効力発生日	平成22年2月1日

### (2) 分割方式

当社を吸収分割会社とし、ソウルドアウト株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

### (3) 吸収分割により減少する資本金の額等

本分割による資本金等の減少はありません。

### (4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

### (5) 承継会社が承継する権利義務

効力発生日における当社のS0事業（中堅・中小企業の一部を対象顧客とするインターネットマーケティングソリューション提供事業）に関する資産、負債、契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継致しました。

### (6) 債務履行の見込み

効力発生日以降における当社及び承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

### 3. 分割当事者の概要

	分割会社	承継会社
(1) 商号	株式会社オプト	ソウルダアウト株式会社
(2) 事業内容	インターネット広告を中心としたeマーケティング（顧客のインターネット上のマーケティング活動を支援する）の提供	中堅・中小企業及び成長企業向けインターネットマーケティングソリューションの提供
(3) 設立年月日	平成6年3月4日	平成21年12月16日
(4) 本店所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目26番地	東京都千代田区神田錦町二丁目4番地
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鉢嶺 登	代表取締役社長 荻原 猛
(6) 資本金の額	7,595百万円	5万円
(7) 発行済株式数	149,316株	100,000株
(8) 純資産	16,740百万円	10万円
(9) 総資産	24,684万円	10万円
(10) 事業年度の末日	12月31日	12月31日
(11) 大株主及び持分比率	株式会社電通 34.82% 鉢嶺 登 15.73% 海老根 智仁 6.23% 野内 敦 3.78% 小林 正樹 3.71% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口9 3.40% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口 1.98% ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505044 1.85% ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカун ト 1.43% ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカун ト アメリカン ク ライア ント 1.41%	株式会社オプト 100%

- ※1 株式会社オプトの概要は、平成21年12月31日現在のものとなりますが、  
 (11)大株主及び持分比率は、平成21年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- ※2 ソウルドアウト株式会社の概要は、平成21年12月31日現在のものとなります。

#### 4. 分割する事業部門の概要

##### (1) 分割する部門の事業内容

中堅・中小企業の一部を対象顧客とするインターネットマーケティングソリューション提供事業

##### (2) 分割する事業部門の経営成績

平成21年12月期 売上高 2,446,416千円

##### (3) 分割する資産、負債の項目及び金額

(単位：千円)

資 産		負 債	
項 目	帳簿価格	項 目	帳簿価格
流動資産	348,396	流動負債	324,117
固定資産	—	固定負債	—
合 計	348,396	合 計	324,117

#### 5. 吸収分割承継会社の状況

平成22年2月1日に実施致しました、本吸収分割によって資本金の額を8,880千円に変更致しました。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年2月24日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士 笛 木 忠 男 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士 坂 井 知 倫 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成22年2月24日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士 笛 木 忠 男 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士 坂 井 知 倫 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年2月24日

株式会社オプト 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	石 崎 信 明 ㊞
社外監査役	杉 本 晶 ㊞
社外監査役	呉 雅 俊 ㊞
社外監査役	山 上 俊 夫 ㊞

(注) 監査役石崎信明氏、杉本晶氏、呉雅俊氏及び山上俊夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第16期の期末配当につきましては、当期の業績や資金ニーズ等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金1,000円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、148,116,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成22年3月31日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	鉢 嶺 登 (昭和42年6月22日生)	平成3年4月 森ビル㈱入社 平成6年3月 (株)デカレッジス（現在の当社）設立 同社代表取締役社長 平成13年3月 当社代表取締役社長CEO 平成18年1月 当社代表取締役社長CVO 平成20年3月 当社代表取締役会長CVO 平成21年3月 当社代表取締役社長CEO（現任）	23,498株
2	海老根 智 仁 (昭和42年8月30日生)	平成3年4月 ㈱大広入社 平成11年9月 当社入社 平成13年3月 当社代表取締役C00 平成18年1月 当社代表取締役CEO 平成18年6月 eMFORCE Inc. 代表取締役会長 （現任） 平成19年1月 北京欧英特信息科技有限公司董事長 （現任） 平成20年3月 当社代表取締役社長CEO 平成21年3月 当社取締役会長CS0 平成22年1月 当社取締役会長（現任）	9,312株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
3	野 内 敦 (昭和42年12月21日生)	平成3年4月 森ビル(株)入社 平成8年10月 当社入社 平成11年3月 当社取締役 平成15年2月 当社取締役事業本部長 平成16年2月 当社取締役CMO 平成17年5月 (株)クラシファイド代表取締役社長 〈現任〉 平成18年1月 当社取締役COO 平成22年1月 当社取締役 〈現任〉	5,654株
4	高 森 雅 人 (昭和37年4月16日生)	昭和60年4月 (株)電通入社 同社新聞雑誌局 平成15年8月 同社インタラクティブ・コミュニケーション局インターネット・メディア部 平成15年10月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 出向 執行役員 メディア副本部長 平成18年7月 (株)電通インタラクティブ・コミュニケーション局次長 平成19年10月 同社メディア・コンテンツ計画局 次長 平成20年2月 当社出向 平成20年3月 当社取締役 〈現任〉	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
5	石 橋 宜 忠 (昭和42年 7月31日生)	平成 4年 4月 等松・トウシュロス コンサルティ ング㈱入社 (現デロイト トーマツ コンサルティ ング㈱) 平成16年 1月 川瀬産業㈱入社 平成20年 4月 当社執行役員CFO 平成21年 3月 当社取締役CFO (現任)	147株
6	山 口 幸 生 (昭和37年 1月15日生)	昭和59年 4月 ㈱電通入社 平成16年 7月 同社アカウント・プランニング計画 局取引管理部長 平成20年 4月 当社出向 平成22年 1月 当社執行役員 (現任)	10株
7	大 山 俊 哉 (昭和34年 6月28日生)	昭和59年 4月 ㈱電通入社 同社東京本社セールスプロモーシ ョン局 平成12年 4月 同社ラジオ局企画業務推進部長 平成19年10月 同社インタラクティブ・コミュニケ ーション局次長 平成20年 7月 同社インタラクティブ・メディア局 次長 平成21年 3月 当社社外取締役 (現任) 平成22年 1月 ㈱電通 デジタル・ビジネス局 エグゼクティブ・プロジェクト・ マネージャー (現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。

2. 大山俊哉氏は、社外取締役候補者であります。

同氏は、平成19年12月20日に締結した㈱電通との資本業務提携強化に関する基本合意書に基づき、㈱電通より指名された社外取締役候補者であります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、㈱電通に長年在籍し、インターネット分野を含む広告会社のメディア・コンテンツビジネスに関する知識・経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

3. 大山俊哉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は大山俊哉氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。

なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役山上俊夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役杉本品氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますのであらたに社外監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	小川由紀夫 (昭和35年11月6日生)	昭和58年4月 ㈱電通入社 同社東京本社第一CR局 平成15年11月 同社インタラクティブ・コミュニケーション局 平成16年4月 同局部長 平成18年10月 同社インターネットメディア部 平成20年9月 同社監査局 グループ監査役室 プロジェクト・マネージャー (現任)	0株
2	山上俊夫 (昭和41年2月14日生)	平成9年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成18年3月 当社社外監査役(現任) 平成18年4月 やまうえ法律事務所開設(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。

2. 小川由紀夫氏は、社外監査役候補者であります。

同氏は、平成19年12月20日に締結した㈱電通との資本業務提携強化に関する基本合意書に基づき、㈱電通より指名された社外監査役候補者であります。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、電通グループの監査業務に携わり、企業監査に関する豊富な経験・実績と高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

3. 山上俊夫氏は、社外監査役候補者であります。

同氏は、平成18年3月に当社の監査役に就任し、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前在任期間において弁護士として培われた専門的な知識及び経験に基づき、有益な助言と独立した立場から適切に監査を行ったことから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は山上俊夫氏との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。

なお、山上俊夫氏の再任、小川由紀夫氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。

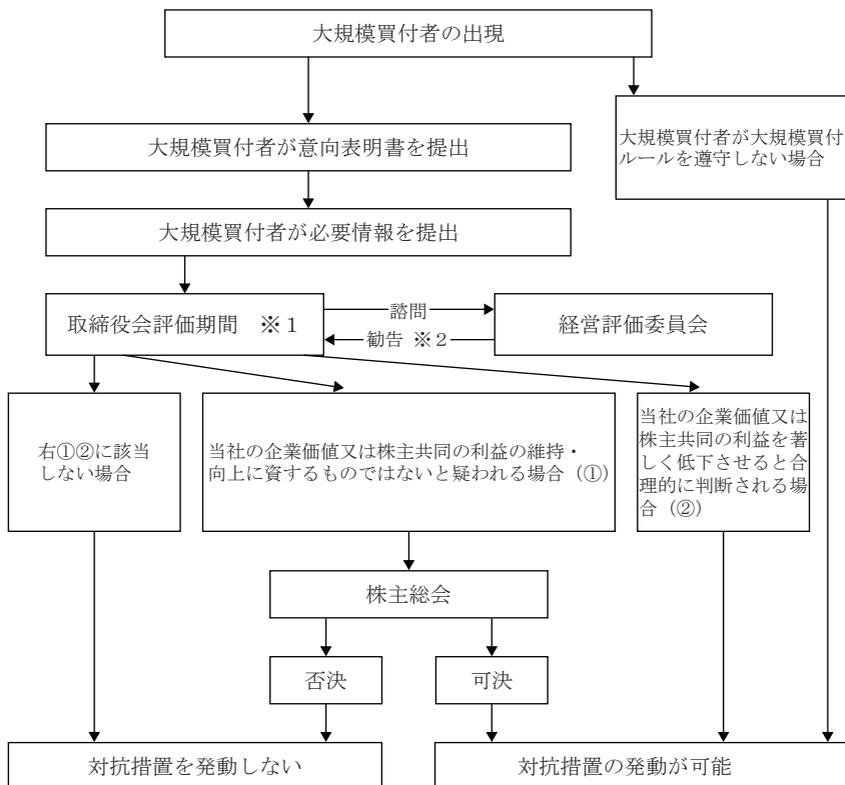
**第4号議案** 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成21年3月30日の第15回定時株主総会にて、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本施策」といいます。）について、平成22年3月31日を期限として継続する旨を決議しておりますが、本施策を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社社外監査役4名のいずれの監査役も本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策の導入に賛同する旨の意見を述べております。

### 【本施策のフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。本施策の詳細については、2. 本施策の内容をご参照ください。



※1 取締役会評価期間は原則として、60日又は90日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、これを延長することがあります。

※2 経営評価委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、又は、当社の企業価値もしくは株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われるため、対抗措置の発動について最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。また、必要に応じて株主の皆様意思を確認いたします。

## 1. 本施策導入の目的

当社取締役会は、当社が株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、後述するように、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様を提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会の勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、取締役会として当然の責務であると考えております。

加えて、当社はインターネット広告を中心としたeマーケティング事業（顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業）を展開しており、下記のような事業特性を前提とした経営のノウハウ、ならびにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。現在の主な事業分野は広告代理事業分野、ソリューション事業分野、その他事業分野、コンテンツ事業分野となっております。

広告代理事業分野においては、インターネット広告の取り扱い（広告代理）が中心であり、また、株式会社クラシファイドにてクラシファイド広告の販売を行っております。取り扱う広告は、純広告や検索リスティング広告、モバイル広告など多岐にわたります。インターネット広告市場規模が平成21年に7,069億円（株式会社電通発表）に拡大、また、インターネットを利用したコミュニケーションや購買が定着するなか、顧客の大型化やニーズの複雑化・高度化が進展し、当社がこれまで培ったインターネット広告における企画提案力や顧客・取引先との関係性などは当事業分野に必須な要素であります。

ソリューション事業分野においては、主な商材としてインターネット広告の効果測定機能やサイト内解析機能などのeマーケティングを支援する当社独自開発システム「ADPLAN」シリーズのほか、広告制作（クリエイティブ）、WEBサイト開発、SEOサービスなどeマーケティングを総合的に支援するサービスを提供しております。「ADPLAN」シリーズは顧客から高い信頼を得ており、その開発・運営にはインターネット広告の効果測定やサイト内解析などに関

する専門的な知識・見識及び開発・運用に関わるノウハウが求められます。広告制作、WEBサイト開発については、クリエイティブ分野における深い見識と理解、また制作時に必要な様々なインターネット上でのノウハウが求められます。SEO（検索エンジン最適化）サービスにおいては、専門性の高いコンサルティングノウハウが求められます。

その他事業分野においては、比較サイト運営のほか、韓国のインターネット広告会社eMFORCE Inc.による広告代理事業の展開、株式会社TradeSafeによる通販サイトへの信頼性認証サービスを提供しています。比較サイト運営には、サイト上で比較するサービスや商品に対する知識や運用に関するノウハウが必要とされています。韓国での広告代理事業展開には、同国の広告市場についての知識・見識などが必要とされます。通販サイトへの信頼性認証サービスについては、通販市場における企業と消費者双方に対する理解力とサービス提供に関するノウハウが求められます。

コンテンツ事業分野においては、株式会社モバイルファクトリーがコンテンツの企画・開発、コンテンツを販売するWEBサイトを運営しています。その企画・開発には、専門的な知識・見識及び開発に関するノウハウが求められます。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を十分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会としては、以下の内容の大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの順守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様のご利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといたします。

一般に、大規模買付行為に対する取締役会の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところでありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えておりま

す。

## 2. 本施策の内容

### (1) 大規模買付ルール

#### [1] 取締役会に対する情報提供

大規模買付ルールの対象となる行為は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、次の各号に定める事項等を記載し又は記載した資料を添付した「大規模買付意向表明書」（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な評価・検討を行うことを目的としております。

- ① 大規模買付者の名称（商号／氏名）、本店所在地／住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡先
- ② 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ③ 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ④ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ⑤ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等）、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、ならびに役員候補者及びその略歴
- ⑦ 大規模買付行為の実行に際しての、第三者との意思連絡の有無及び意思連絡がある場合におけるその内容
- ⑧ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社の主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係

- ⑨ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- ⑩ 当社の従業員、主要取引先、顧客その他の当社の利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑪ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑫ 意向表明書の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

- ⑬ 既存の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑭ その他、当社取締役会が合理的に必要と判断し、提出を求める情報  
なお、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報が不十分であると認められる場合、その他当社取締役会が必要と判断する場合、当社取締役会が、大規模買付者に対し追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、当社取締役会が必要かつ適切と判断した時点で、その全部又は一部を開示いたしません。

## [2] 取締役会における評価及び検討

大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、現金のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととして頂きます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、意向表明書の評価及び検討、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えて頂くためです。なお、大規模買付行為の態様により、当社取締役会はかかる取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、経営評価委員会に諮問し、また、必要に応じて弁護士、公認会計士及び投資銀行等の外部専門家等の助言を得ながら、意向表明書によって提供された情報の評価及び検討を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。かかる意見の取り纏めに際しては、当該大規模買付行為が株主共同の利益を向上させるものか否かという観点から、買付条件、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等について当該大規模買付者による提案の内容や当該大規模買付者の属性・資力等を勘案いたします。

また、当該大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が株主共同の利益に資するものとなる可能性があると、当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、必要に応じて、当社取締役会として、株主に対し、当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

## [3] 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等

(大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。)に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します(但し、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。)。なお、当社取締役会は、経営評価委員会の勧告(後記(3))を最大限尊重して当該検討を行った結果、株主総会を開催することなく対抗措置を発動する場合があります。

[4] 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後)にのみ開始することができるものとします。

[5] 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、上記[2]の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

(2) 大規模買付行為への対応方針

[1] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他会社法等の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。大規模買付対抗措置として発行されうる新株予約権の募集事項の概要は、別紙1に定めるとおりとします。この新株予約権には、議決権割合が一定以上である特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

[2] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もともと、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下

させると合理的に判断される場合、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

- (i) 当該大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (ii) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の事業経営上必要な動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社の資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- (iii) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (iv) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (v) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合
- (vi) 当該大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の所有する有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- (vii) いわゆる反社会的勢力（犯罪対策関係会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」を指し、以下同様とします。）又は反社会的勢力の支配・関与を受けた個人・団体による大規模買付行為である場合
- (viii) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- (ix) 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を発動することができるものとします。

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、大規模買付者から必要な情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される経営評価委員会にかかる情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

経営評価委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、対抗措置（現段階で想定されるものとしては、別紙1のとおりですが、経営評価委員会は、これに限ることなく、会社法上許される措置のなかで、最適なものを勧告します。）として適当なもの是何か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が経営評価委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、(1) [2] に定める取締役会評価期間に含まれます。

経営評価委員会の概要及び経営評価委員会の委員の略歴は別紙2のとおりです。

### (4) 本施策の有効期限ならびに廃止及び変更

本施策は、当社第16回定時株主総会において、本ルールを導入をお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得た上で導入するものとします。

そして、本施策は、当社第16回定時株主総会決議の日より継続を開始し、その有効期限は、特段の事情のない限り、平成23年3月31日までといたします。本施策を継続するか否かについては、平成23年3月開催予定の当社第17回定時株主総会に議案として上程し、審議・決定いたします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の維持向上の観点から、必要に応じて廃止を含め適宜本施策の内容を変更してまいりたいと存じます。

上記のとおり、本施策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本施策を廃止することが可能です。したがって、デッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、その発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、平成18年9月28日開催の臨時株主総会における決議に基づき定款変更を行い、取締役任期を一年とし任期差任期制を採用していないため、本施策はスロー・ハンド型の買収防衛策（取締役の交代を一度で行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

### 3. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

#### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、本施策の導入は株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

本施策の導入は、むしろ、大規模買付行為に関する情報を株主及び投資家に提供することを可能とするものであり、株主及び投資家の利益に資するものであると考えております。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主が、その法的権利又は経済的利益に損失を被る可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益に格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従いまして、適時に適切な開示を行います。大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

注1：「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する大量保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計とします。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものならびに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

## 別紙1

### 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に  
対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株に  
つき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当  
たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併  
合を行う場合は、取締役会の決議により所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権割当期日における当社の最終の  
発行済株式総数と同数を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役  
会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわ  
たり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の効力発生日  
取締役会が定める日とする。
5. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円を下限とし、当  
社の株式の割当期日における時価の二分の一に相当する価額を上限として、当  
社取締役会が定める額とする。なお、出資の目的は金銭とする。
7. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（株券等を取得又は保有す  
ることが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）  
等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。  
詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使期間  
新株予約権の行使期間は、新株予約権の無償割当の効力発生日を初日とし、  
6ヵ月以内の範囲で取締役会が定める期間とする。

10. 新株予約権の取得条項

新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合がある。また、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 別紙2

### 経営評価委員会の概要等

#### 1. 経営評価委員の要件

経営評価委員会は、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件全てを満たす委員3名により構成される。

- ① 現在又は過去において、当社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ② 現在又は過去において、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社をいい、以下同様とする。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ③ 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員であつた者と配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
- ④ 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者

#### 2. 委員の略歴

花堂靖仁（昭和16年8月9日生）

昭和55年3月	國學院大學教授
昭和56年3月	國學院大學大学院経済学研究科担当
平成15年3月	早稲田大学経営専門職大学院（MBA）教授（現任）
平成17年2月	経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会委員（現任）
平成19年4月	早稲田大学大学院商学研究科教授（現任）
平成21年2月	当社経営評価委員（現任）

岸田雅雄（昭和21年5月29日生）

昭和49年4月	司法修習（第26期）終了
同	神戸大学法学部助手
昭和51年4月	同大学法学部助教授
昭和60年4月	同大学法学部教授
平成16年4月	同大学名誉教授
同	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任）
平成21年2月	当社経営評価委員（現任）

大塚和成（昭和46年1月18日生）

平成11年4月	司法修習（第51期）終了
同	弁護士登録（第二東京弁護士会）（現任）
平成14年10月	東京商工会議所企業行動規範特別委員会幹事
平成17年4月	三井法律事務所パートナー（現任）
平成17年5月	社団法人能楽協会監事（現任）
平成18、19年度	明治学院大学法科大学院非常勤講師（会社法）
平成21年2月	当社経営評価委員（現任）

以上

## 別 添

### 経営評価委員会規則

#### (目 的)

第1条 企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて外部から客観的な意見を求め、株式会社オプト（以下「当社」という）のガバナンス機能を強化するために、経営評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

#### (構 成)

第2条 委員会は、以下の各号の要件を全て満たす者の中から、取締役会の決議を得て選任される経営評価委員（以下「委員」という）3名以上により構成される。なお、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 現在又は過去において、当社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員となつたことがない者
  - (2) 現在又は過去において、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社を指し、以下同様とする）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員となつたことがない者
  - (3) 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員であつた者の配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
  - (4) 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者
- 2) 委員会は、委員の互選により委員長を選任する。

#### (大規模買付ルールの遵守)

第3条 委員は、当社に大規模買付ルールが導入されている場合、本規則に定められている事項に加え、当該ルールを遵守する。

#### (任 期)

第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2) 委員は何時にても取締役会の決議をもって解任することができる。但し、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3) 委員は、前項に基づき解任された場合といえども、当社に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することはできない。

#### (委員会の開催)

第5条 定例委員会は、四半期に一度開催するほか、必要あるごとに臨時委員会を開催する。

- 2) 取締役社長は、重要な経営事項について、委員会の提言を求める必要がある場合には、委員に対し、臨時委員会の開催を求めることができる。
- 3) 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 4) 委員長は、審議又は報告のため、取締役、監査役、従業員、会計監査人その他の第三者を委員会に出席させることができる。

#### (招 集)

第6条 定例委員会は、委員長が招集する。臨時委員会は、委員長以外の委員も招集することができる。

- 2) 委員会の招集通知は、各委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
- 3) 委員会は、委員全員の同意がある場合、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (委員会の運営)

第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数の決議によって決定する。

- 2) 本規則に定めるほか、委員会の運営に関する詳細は、委員会の決議により決定する。

#### (ガバナンスの評価・提言)

第8条 委員会は、取締役会から経営の基本方針及びその履行状況等の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み並びに重要な経営判断等につき報告を受け、当社のガバナンス状況の適否、改善すべき事項等について協議を行う。

- 2) 委員会は、前項の協議を踏まえてそれぞれ当社のガバナンス状況の評価のうえ、取締役社長に対し、ガバナンス機能の強化に関する提言を行う。
- 3) 前項の提言は、原則として各委員が書面（電磁的方法を含む）により個別に実施する。但し、委員会において提言方法を特に定めたときは、これに従うものとする。

#### (委員会の費用請求)

第9条 委員会が、その職務の執行につき費用を支出しようとするときは、当社に前払いを請求することができる。当社は、その費用負担が委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

(委員の権限)

- 第10条 委員は、いつでも、取締役、監査役又は従業員に対して、その職務の執行に関する事項又は当社の業務及び財産の状況について報告を求めることができる。
- 2) 委員は、委員会の権限を行使するために必要があるときは、当社の関係会社に対して営業状況又は業務及び財産の状況について報告を求めることができる。
  - 3) 委員は、前二項に定める聴取の方針について委員会の決議があるときは、これに従うものとする。

(事務局)

- 第11条 委員会の招集事務、議事録の作成、その他委員会運営に関する事務はCFOが指名した従業員がこれにあたるものとし、CFOが管掌する。

(報酬)

- 第12条 委員が受けるべき報酬は、取締役会決議をもって定める。

(主管部署)

- 第13条 本規則は、CFOが主管する。

(規則の改廃)

- 第14条 本規則の改廃は、委員の了承を得たうえで、取締役会の決議又は職務権限規程に基づく稟議による決裁をもって行う。

以 上



